

令和5年第8回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 （危機管理監）	佐々木俊孝	企画調整部長 （地方創生政策監）	須田美奈
市民福祉部長	佐々木修	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	佐藤喜仁	消防長	阿部光弥
会計管理者	齋藤稔	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和5年12月12日（火曜日）午前10時開議

第1 報告第12号 専決処分報告について（専決第17号）

第2 議案第83号 にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

第3 議案第84号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

- 第4 議案第 85号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第 86号 にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第 87号 にかほ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第 88号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第 89号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第 90号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第10 議案第 91号 市道路線の廃止について
- 第11 議案第 92号 本荘由利広域市町村圏組合同規約の一部変更について
- 第12 議案第 98号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について
- 第13 議案第 99号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第14 議案第100号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第101号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第102号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第103号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第104号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第19 陳情第 11号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第20 陳情第 12号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第21 陳情第 14号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書
- 第22 継続審査について
 - 陳情第 13号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第23 議提第 8号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 第24 議提第 9号 医療・介護施設への支援を拡充しケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書
- 第25 議提第 10号 子供の医療費助成を高校卒業まで引き上げることを求める意見書
- 第26 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日、報告第12号専決処分の報告について（専決第17号）が追加されております。これを本日の議事日程に含めておりますので、ご確認願います。

ただいまの件について、本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。本日9時30分から議会運営委員会を開催しました。その件について報告いたします。

本日提出されました追加議案について協議いたしました。

お手元に配付の追加議案綴をご覧ください。

追加議案は、報告第12号専決処分の報告について（専決第17号）の1件であります。

追加された議案は、本日の本会議において提案理由の説明、質疑を行うこととして議会運営委員会で決定しております。

なお、本日追加の報告第12号に対する質疑については、通告なしでも受け付けることといたします。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日提出されている報告第12号について、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、報告第12号については、そのように決定します。

日程第1、報告第12号専決処分の報告について（専決第17号）を議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日提出しております追加議案の概要につきまして説明をさせていただきます。

報告第12号専決処分の報告について（専決第17号）であります。

これは、市の若者支援住宅整備事業の用地取得に当たり、土地の持ち分の一部を所有する相続人と協議ができない状況にある、このことから民法の規定に基づいて、共有物の分割請求に係る訴えを提起することについて、11月28日付で専決処分しましたので、地方自治法の規定により報告をするものであります。

以上、議案の要旨について説明しましたが、補足説明は担当の部課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 担当部長から補足説明を行います。

初めに、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、報告第12号専決第17号について補足説明いたします。

議案書2ページになります。

これは、用地取得に当たり、土地の持ち分の一部を所有する相続人に対し、共有物の分割請求に係る訴えを行うものです。

議案書4ページ、別紙、物件目録記載の土地については、若者支援住宅整備事業用地の隣接する土地でありますけれども、明治25年に被告の曾祖父により所有権移転登記がなされて以来、未相続のまま数次相続が発生しており、相続人4人による共有状態でありました。

市では、この相続人らと交渉し、令和4年8月、令和5年3月、10月に持ち分取得を進めてきております。

現在は、当該土地における市の持ち分が24分の19、残り24分の5を有するのが今回の訴えの相手方となります。

請求の趣旨は、一つ、別紙目録記載の当該土地2筆を市の所有とし、その代償金として市が被告に10万6,250円を支払うこと。二つ、本判決が確定したとき、被告が持ち分の移転登記に係る手続をすること。三つ目、訴訟費用は被告の負担とすることです。

市では、他の相続人同様に、取得交渉に当たり、書面により用地提供を依頼してきておりましたが、書類の受領は確認できるものの一切の応答がなかったことから、他の相続人関係者から情報を得るなど、協議継続の可能性を検討しておりました。

しかしながら、弁護士と検討の結果、これまで以上の協議を行うことは困難と判断し、今回の手続となりました。

なお、民法第258条で共有物の分割については、共有者間で協議することができないとき、その分割を裁判所に請求できること、分割の方法としては、裁判所は共有者に債務を負担させて他の共

有者の持ち分を取得させる方法を命じることができると定められており、これに基づく訴えを提起することとして11月28日付で専決処分したものであります。

説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） これで当局からの説明を終わります。

次に、報告第12号の質疑を行います。

質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は演壇で行ってください。

質疑はありませんか。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） 若干説明いただきたいことを質問いたします。

この若者支援住宅の事業、用地に含まれているという本件のですけれども、一つ目は4人のうち3人の方の承諾いただいて、3人の方の居住は本市なのか、また、県外なのかということ。それからもう一つは、この事業に関しては、我々は既に土地取得の上で事業展開を行っているものと解釈しておりましたが、今説明いただいておりますこの第4番の請求の原因の要旨ということがありますが、市で行っており、この事業用地も含まれているということになっておりますけど、そうすればこの事業の執行に当たり、この土地所有は市の方にまだしっかりと獲得されていないままに事業展開を進めたのかということをお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは質問にお答えいたします。

相続人に関しましては、該当者全て市外の方となっております。

また、整備に当たり、整備の中の土地が未取得のまま進められているのかという質問に関しては、若者支援住宅整備の区域外の土地ということになっております。ここにつきましては、今後の若者支援住宅の造成整備に係るところではないのですけれども、今後の整備にも必要な土地であるということも鑑みて今回取得に向かっているというところでございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） そうすれば、この説明であると、事業用地に含まれているということで書いてありますので、先ほどは、もうこの若者支援住宅の事業を進める上で、これに入っていないと。今後、これから別の事業を進める上での土地が必要となるからというような今のお答えのようにお聞きしましたが、そこら辺のところ——1回で終わりでしたっけ。もう1回できましたっけか。——その点一点、それから、これは例えばもっと事業を進める上では、しっかりとこの方たちとの取得の決着をつけた上で進むべきじゃないかと思っておりますので、そこら辺はお答えいただけますでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） 説明の中でも申しましたけれども、若者支援住宅の造成整備の区域と接する用地となります。ただ、こちらの土地につきましては、白幡森エリア、隣にTDKの社員寮というところの間に存在している土地でありますので、今後、道路整備の

拡幅とかそういったことが想定されるということがありますので、今回の造成の用地取得とは別に、相続の関係もありましたので、時間がかかるということも想定されましたので、別個の案件として用地取得を進めるものであります。

●議長（宮崎信一君） もう一つ。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） すみません。当該土地の開発につきましては、現在、まだ具体的な計画がありませんので、用地取得の後に道路の整備などにつなげていきたいと思っています。

●議長（宮崎信一君） これで齋藤光春議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号の質疑を終わります。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（14名）

1 番	高橋利枝	2 番	齋藤光春
3 番	佐々木正勝	5 番	齋藤雄史
6 番	齋藤聡	7 番	齋藤進
9 番	佐々木平嗣	10 番	小川正文
11 番	佐々木孝二	12 番	佐藤直哉
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	森鉄也	16 番	伊藤竹文

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 （危機管理監）	佐々木俊孝	企画調整部長 （地方創生政策監）	須田美奈
市民福祉部長	佐々木修	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	佐藤喜仁	消防長	阿部光弥
会計管理者	齋藤稔	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀

.....

午前10時13分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） おはようございます。

ただいま出席している委員は14名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に対しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務小委員長。

【総務小委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務小委員長（佐々木敏春君） それでは、令和5年12月5日、本委員会に付託されました事件について、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての所管に関する事項及び議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての総合政策課所管に関する事項は、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

議案第98号、総務課関係です。

仁賀保駅舎の光熱水費の補正40万円の増額に関連して、駅舎空きスペースの今後の用途をどのように考えているかとの質問がありました。TDKサービス旅行センターが入居していたスペースについては、現時点で活用されておらず、空きスペースになっている。利活用について市の部長会議などで協議をしてきているが、その中で複数の民間事業者が入居対象として上がってはきたものの、入居には至らず、現在も検討中という状況にある。今後は、市直営による運営のほか、民間の活用について公募することも含め、検討していきたいとの答弁です。

総合政策課関係です。

若者支援住宅整備に向けた敷地造成工事と附随する市道整備の債務負担行為の設定について説明がありました。

若者支援住宅整備計画は、本年1月13日開催の全員協議会での説明において、事業を一旦停止し、計画の見直しと検討を行うとされたものであるが、その後、国の交付金事業などの財源を確保して事業を進めることとし、現在、国の地域有料賃貸住宅制度を活用した公営住宅の整備として事業を行うための協議を国や県との間で進めている。今後は、住宅建設に向けて先行して敷地の造成を行う必要があり、造成工事及び市道整備の設計施工を年度を越えた一体的な事業として行うため、債務負担行為を設定するものとの説明であります。

住宅整備については、令和6年度中に交付金要望を行うとともに、官民連携事業のPFI事業による建設に向けた公募審査などの手続をスタートさせ、令和7年度に交付金の内示を受け、契約締結、着手したいとの説明です。

説明に対し、入居戸数が決まるのはいつ頃かとの質問がありました。

事業停止前は、当初100戸を予定していたものだが、今回においては全体計画を100戸として、1期、2期と小分けにして整備を進めるのか、あるいは最初から小さい規模にして増設する形で1期、2期と進めていく方法によるのかについて、県と検討中であり、交付金の概算要望の段階までに決めたいとの答弁であります。

歳出2款1項11目交流促進事業費のPR事業委託料について、PRの目的、費用対効果について質問がありました。

980万円の増額補正は、インターネット上での検索連動広告や新聞広告などによるにかほ市産品のPRを行う広告掲載委託料であるが、特産品のPRをすることでシティプロモーションへの展開や移住促進につなげることを目的とするものであり、間接的にはふるさと納税返礼品のPR効果もあるとの答弁です。

また、費用対効果については、広告を委託するサイトで違いはあるが、広告費用の3倍から6倍を見込んでいるとの答弁です。

財政課関係です。

補正予算書第3表、債務負担行為補正について質疑がありました。

ゼロ債務も含め、全体として債務負担行為が多くなっているがとの質問に対し、ゼロ債務については昨年度から取り組みを進めているもので、工事の発注の平準化が求められていることと、業務についても翌年度の契約を今年度中に行うことで、職員の事務の平準化につながるなどから、財政課として積極的に呼びかけた結果、年々増えてきているものとの答弁であります。

同じく債務負担行為に設定された令和6年度市有バス運行业務について、これまで個人への委託であったものから民間委託に変更になった理由は何かとの質問であります。

人手不足、高齢化により、運転手の確保に難儀をしており、募集をかけても応募がなく、同じ方をお願いをしなければならない状況が続いている。このようなことから、民間委託にすることで、厳しい基準による安全運行业務が期待されるものと考え、今回、包括委託を選択したとの答弁であります。

報告は以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生小委員長（佐藤直哉君） 去る12月5日に当小委員会に付託となりました事件についての審査の結果につきまして、ご報告いたします。

議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての所管に関する事項、議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての所管に関する事項は、いずれ

も全員の賛成により可決と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第98号の所管に関する事項のうち、教育委員会学校教育課関係でございます。

歳出10款2項2目教育振興費10節需用費、消耗品費の増額は、令和6年度、小学校教科書が改訂されることに伴い、教師用指導書を購入するための経費であります。

続いて、フェライト子ども科学館関係でございます。

債務負担行為補正は、科学館設備機器保守管理業務、科学館展示装置保守管理業務、科学館企画運營業務の3件であります。いずれも令和6年4月1日から業務委託が必要となるため行うものであります。

続いて、図書館関係でございます。

歳出10款4項5目図書館費14節工事請負費の総額は、図書館「こぴあ」の防音壁新設工事に係る経費であります。これは空調から出る稼働音の防音対策を図るものであります。

続いて、市民福祉部市民課関係でございます。

歳出2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料の財源のうち、歳入14款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍情報システムの氏名の振り仮名対応に係るものであります。

歳入15款2項1目総務費県補助金1節総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民基本台帳システムの氏名のローマ字表記等の対応と戸籍附票システムの改修に係るものであります。

続いて、生活環境課関係でございます。

債務負担行為補正は、ごみ質等分析業務、水質等分析調査業務の2件であります。令和6年4月1日より業務を開始するため行うものであります。

歳出4款2項2目環境プラザ運営費10節需用費、消耗品費の増額は、薬品価格の高騰によるものであります。

続いて、健康推進課関係でございます。

歳出4款1項2目母子保健事業費12節委託料の増額は、今年度から開始した男性HPV任意予防接種の委託料で、実績見込みによるものであります。

次に、議案第104号の所管に関する事項のうち、市民福祉部長寿支援課関係でございます。

歳入14款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、歳入10款2項2目民生費県補助金1節老人福祉費補助金、介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金、歳出3款1項5目18節負担金補助及び交付金、介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金の増額は、秋田県が実施を予定する物価高騰対策事業を活用して、介護保険施設等の食材料費及び光熱費を補助するものであります。県の補助率は2分の1です。

続いて、福祉課関係でございます。

歳入14款2項1目1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、歳入15款2項2目民生費県補助金2節社会福祉費補助金、障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金、歳出3

款1項3目障害者福祉費18節負担金補助及び交付金、障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金の増額は、秋田県が実施を予定する物価高騰対策事業を活用して、障害者支援施設等の食材料費及び光熱費を補助するものであります。県の補助率は2分の1です。

歳入14款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、歳入18款2項1目財政調整基金繰入金、歳出3款1項8目低所得世帯支援事業費、18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯支援給付金の増額は、物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付する事業に係る経費の主なものであります。にかほ市では、国の支給要件で対象外となる住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯300世帯についても、市の単独分として給付対象とし、合計で2,700世帯分を計上しております。

なお、財政調整基金からの繰り入れは、国からの追加交付決定までの期間、一部について行うものであります。

歳入14款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、歳入15款2項2目民生費県補助金2節社会福祉費補助金、灯油購入費緊急助成事業費補助金、歳出3款1項8目低所得世帯支援事業費18節負担金補助及び交付金、灯油購入費等助成金の増額は、秋田県が実施を予定する物価高騰対策事業を活用して、灯油価格等の高騰の影響を受ける低所得世帯に対し、1世帯当たり8,000円を住民税非課税世帯支援給付金と同時給付する事業に係る主なものであります。県の補助率は、人件費分を除いた事業費の2分の1です。

続いて、子育て支援課関係でございます。

歳入14款2項1目1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、歳入15款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金、保育所等物価高騰対策事業費補助金、歳出3款2項2目児童運営費18節負担金補助及び交付金、保育所等物価高騰対策事業費補助金の増額は、秋田県が実施を予定する物価高騰対策事業を活用して、保育所等の食材費を補助するものであります。県の補助率は2分の1です。

報告は以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設小委員長（齋藤聡君） それでは、去る令和5年12月5日、当委員会に付託された事件につきまして、審査を終了しておりますのでご報告いたします。

議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての所管に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容の主なものをご報告いたします。

金浦市民サービスセンター関連です。

歳出です。今回の光熱費の増額補正に関しては、2款総務費1項総務管理費4目財産管理費のうち、光熱費795万円の中の170万円が金浦庁舎の施設管理を担当している金浦市民サービスセンター分になります。2月分のガス料金が極端に高くなっていることについては、金浦庁舎は空調システムにガスを使用しており、冬期間でも2月が最も気温が低くなるとの説明でございました。

続きまして、農村整備課関係です。

都市農村交流センターの利用者数について、令和4年度は入浴、体育館利用者等で5,568人でしたが、令和5年11月まででは2,907人で、利用者の減少が見られるのではないかとという質疑に対して、今後、冬期間の利用者が増えるため、例年並みの利用者数になる見込みとのことでした。

農林水産課関係です。

園芸経営継続支援事業補助金1,200万円につきましては、本会議でも概要説明がありましたが、暑熱による被害を受けた減収率の高い作物、ネギ、いちじく、キャベツ、トマト、ミニトマト、アスパラガス、リンドウ、小菊、ダリアの肥料、防除薬剤費を基礎に、交付単価を算定し、作付面積に応じて交付いたします。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の支援事業であり、対象者は150人を見込んでおります。交付単価と可決後の交付については、肥料、防除薬剤については、県の経営指標で10a当たり何円と公表されているので、それを参考に、概ね4分の1程度として単価を設定するそうです。ネギは10a当たり2万3,000円程度、いちじくは1万6,000円程度を予定しており、可決後、にかほ市農業再生協議会に補助金を交付し、再生協議会として事業実施を予定し、再生協議会の総会を経て、年内を目標に対象農家へ申請書を送付する予定とのことでした。また、対象農家は、おおよそ把握しているため、プッシュ型で申請書を送付する予定であるとのことでもあります。

建設課関係です。

歳出8款2項3目道路橋梁新設改良費12節委託料6,200万円の増額については、白幡森周辺エリア基本構想に基づく若者支援住宅や民間の社員寮に隣接する道路943mについての測量設計調査業務、具体的な整備計画の無い区域の周辺道路1,157mについては、路線測量等を実施する計画であり、この業務には7か月程度の期間を要することから、翌年度に繰り越して実施されるということです。また、議決後には指名調整委員会が開催され、その後、指名競争入札により委託業者が決定するとのことでした。

市営住宅に関する住宅管理費、修繕料530万円の積算根拠についての質疑に対しては、今後見込まれる10月から3月分までに関して、令和2年度から令和4年度の3年間の実績平均額を活用しており、入居者からの未確定な随時修繕が依頼の主なものになるとのことでした。

続きまして、商工政策課関係です。

企業立地促進条例補助金の1,250万円の増額については、秋田化学工業株式会社が増築及び設備の導入にあわせて、操業日を起点とした前後半年の期間に正社員として雇用した5名分に対するもので、1人当たり25万円の助成となります。補助金の対象者は、あくまで市内在住者となっております。

7款1項3目10節修繕料100万円は、今年9月に用途廃止した特定公共賃貸住宅下山の5棟のうち1棟を移住体験ができるおためし移住体験住宅として改修するもので、主に内部の改修、電気設備、給排水設備等を改修する予定です。

18節お試し移住体験事業参加費補助金45万円は、市が実施するオーダーメイド型のお試し移住体験に参加する方の交通費や宿泊費等の一部を助成するもので、10世帯分を増額しております。これまで8世帯の方が体験しておられますが、これからの見込み分として、一般8世帯、子育て世帯2世帯を計上しております。

移住体験につきましては、基本的には金浦の移住体験住宅を使い、観光目的にならないように、オーダーメイド型で移住リエゾンの皆さんがスーパーや学校の位置などをアテンドしながら様々なところを巡っているそうです。

また、若者夫婦子育て移住世帯家賃補助金19万3,000円の増額は、40歳未満の若者夫婦や18歳以下の子どもがいる世帯が県外から転入し、民間賃貸住宅を借りた場合に12ヵ月分の2分の1を助成するもので、4世帯分を増額するものであります。

続きまして、スポーツ振興課関係です。

補正の内容は、屋内運動施設、屋外運動施設の光熱費の増額となっており、屋内施設関連では350万円、屋外施設では11万円の増額となっております。

屋内施設に関しては、突出して光熱費の増加が見られる施設はあるのかという質問に対しまして、各施設全体で光熱費高騰により歳出が増えたとの答弁でございました。

多目的屋内運動場に関しましては、光熱費を抑えるためにも効率的な運用をしていく必要があるのではないかと質疑に対しまして、昨年度の利用人数が延べ約4万人に対して、今年度は11月末時点で3万1,446人となっており、今年度も同様の利用人数を見込んでいること、メインアリーナにおいては、平日の午後5時から午後9時、土日には午前9時から午後5時まで、全コートが団体利用の予約で埋まっているため、月に1回は土日のどちらかで個人向けの開放日を設けているとのことでした。

また、財政的に厳しい点も考慮されるが、多目的屋内運動場に冷房設置を望む声が多いと聞いているが、設置計画等についての質疑に対して、現段階では検討はしていないが、設置へ多くの要望が寄せられており、今後検討していかなければならないとのことでした。

また、商工観光部が管轄する施設のみならず、市で管理する公共施設の中でトータルコストを抑えて財政負担の軽減につなげるという方針を市全体で深く共有しているとの答弁もございました。

続きまして、象潟金浦B&G海洋センター関係です。

需用費のうち水道料41万7,000円の増額は、今年5月から9月末にかけて通常であれば30.2℃で管理している水温が、猛暑の影響により32℃近くまで上昇し、水温が高いと体が熱の逃げ場を失い、熱中症になる恐れがあるために、水を常に出しながら水温を下げ、プール開放を行っていたとのことでした。

また、工事請負費110万円に関しましては、ポンプ2台のうち1台が故障し、もしもう一度故障した場合、プールを閉館しなければならないから早急な対応が必要とのことでした。

以上、若干であります。議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の所管部分についての審査の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第98号の討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。議案第98号は、各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第98号は、各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第104号の討論を終わります。

これから議案104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。議案第104号は、各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第104号は、各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前10時44分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前10時45分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第83号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第18、議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてまでの議案17件及び日程第19、陳情第11号安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情から日程第21、陳情第14号秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書までの陳情3件、計20件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務常任委員長。

【総務常任委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務常任委員長（佐々木敏春君） それでは、令和5年12月5日、本委員会に付託されました事件について、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第83号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第89号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について及び議案第103号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

審査内容を報告いたします。

議案第83号です。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることにより、これまで支給の対象とならなかった会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給をする必要があるため、条例の一部を改正するもので、附則により、育児休業をしている会計年度任用職員についても支給対象にしているとの説明であります。

勤勉手当の対象となる基準は、国のマニュアルに基づき任用期間が6か月以上、週当たり15時間30分以上勤務する職員が対象になり、勤勉手当算定に反映される人事評価については、現在、正職員と同様に会計年度任用職員へも行われてはいるが、本市では勤勉手当への反映にはまだ実施に至っていないことから、正職員と同じ扱いにより、令和6年度から支給されることになるとの説明です。

会計年度任用職員における勤勉手当は、具体的にどのようなものになるのかとの質問です。

勤勉手当は、基礎額に期間率と成績率を掛け算出されるものであるが、会計年度任用職員における期間率と成績率の取り扱い、正職員に準ずるとされており、正職員と同じ計算方法になるとの答弁です。

次に、議案第89号です。

火災予防条例の一部改正は、条例に制定する基準を定める省令の改正に伴うもので、今回の改正は、現行の開放型鉛蓄電池を想定した内容を、蓄電池の普及拡大、大容量化に対応し、蓄電設備の種類、安全性に応じた内容への見直しと固形燃料を使用する火気設備などの基準の見直しの大きく二つになるとの説明です。

一般家庭で規制を受けるなど、これまでと変わることがあるのかとの質問です。

蓄電池設備の設置基準、固形燃料を使用する火気設備の設置基準のいずれにおいても一般家庭に直接関わることはないとの答弁です。

次に、議案第103号です。全世代対応の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による条例改正で、産前産後期間の国保税の所得割額及び均等割額を減額するものとの説明です。

具体的には、単胎児の場合は出産予定月の1か月前から2か月後までの4か月間、多胎児の場合は出産予定月の3か月前から2か月後までの6か月間、減額されるもので、条例は令和6年1月1日施行との説明です。

報告は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐藤直哉君） 去る12月5日に当委員会に付託となりました事件についての審査の結果につきまして、ご報告いたします。

議案第84号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第92号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について、議案第99号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について、議案第100号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての議案5件につきましては、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

陳情第11号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情、陳情第12号国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第14号秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書の陳情3件につきましては、いずれも全員の賛成により採択と決しております。

陳情第13号健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情につきましては、継続審査と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第84号についてでございます。

これは印鑑登録証明書の交付に関し、コンビニ等に設置されている多機能端末機でスマートフォンを利用して印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため改正するものであります。

次に、議案第85号についてでございます。

これは廃棄物の減量及び再生利用の促進等に関する事項を審議するにかほ市廃棄物減量等推進審議会を設置について、必要な事項を定めるため改正するものであります。

次に、議案第92号についてでございます。

これは組合の規約第3条第5号の休日・夜間診療体制の整備に関するものを除く規約変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第99号についてでございます。

歳出1款1項1目一般管理費12節委託料の増額は、コクホ・ラインシステム更新業務に係る経費であります。

次に、陳情第11号、陳情第12号の陳情2件につきましては、これまで同様のものを願意妥当として採択した経緯があり、今回も採択すべきものと決しました。

また、陳情第14号につきましても願意妥当との意見で一致したことから、採択すべきものと決しました。

陳情第13号は、なお調査を要するものとして継続審査と決しました。

報告は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤聡君） それでは、令和5年12月5日、当委員会に付託されました事件について、審査を全て終了しておりますのでご報告いたします。

議案第86号にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定について、議案第87号にかほ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第90号にかほ市公の施設の指定管理者の指定について、議案第91号市道路線の廃止について、議案第101号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第102号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数で可決と決しております。

審査の内容をご報告いたします。

議案第86号にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定につきましては、今回の改正は個室の入湯税及び食事料を除いた使用料、いわゆる宿泊料の改定を行うものであります。これまで消費税引き上げの際に増税分のみしか引き上げられておらず、昨今の物価水準への対応、正規の価格帯へ引き上げることにより、繁忙期や閑散期でのめりはりのある価格設定や、より付加価値のある商品の提供を可能とし、採算性の確保、サービス向上など、利用客、施設にとってもメリットがあり、健全経営につながるものとのことです。

これまでの料金設定の条件額は、お手元の資料に記載のとおり、個室の宿泊料が現行、大人3,760円を1万円に、小学生3,230円を8,000円に、特別室の宿泊料も5,230円を1万4,000円、小学生3,650円を9,000円に引き上げるものです。この上限額は、市直営の施設ということであれば、素泊まり料金は上限額である固定価格となりますが、指定管理制度を導入しているため、上限額の範囲内で運用可能であるとのことです。また、これまでの上限額では、素泊まりで宿泊客を受け入れると非常に安価な設定のため赤字となってしまうことから、素泊まりプランを設けておりませんでした。今回の料金改正を行えば上限額の範囲内で素泊まりプランを提供することも可能になるとのことでした。

委員からは、今回の改正のタイミングについて、全国的に素泊まり料金の値上げやコロナ禍ということもあったが、入り込み客数の減少で売上げが厳しくなった早い段階での改正が必要だったのではないかとの質疑に対して、企業努力で何とか対応してきたが、企業努力では吸収できない部分が多く、限界に達したと判断したため、今回のタイミングになったとの回答でございました。

また、あまり利用者にとって価格が高くなりすぎないように指導監督してもらえればとの提言に対しましては、条例の第8条に指定管理者が料金を設定しようとする場合、市長の承認を得なければならないとあるため、事業者任せにならないように指導監督していくとのことでありました。

続きまして、議案第87号にかほ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、総務省により、平成31年に人口3万人未満の市区町村においても地方公営企業が住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、令和5年度までに公営企業会計へ移行するよう要請があったことから、令和6年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計へ移行させるための条例整備をするものです。

まずは条例がにかほ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例となります。組織については、公営企業化により、地方公営企業法で定められた独立採算制を原則とした自立した組織を言います。地方公営企業法第7条のただし書きにより、条例で定められる場合には管理者を置かずに、その権限は地方公共団体の長、すなわち市長が行うことになるため、水道事業と同様に市長が公営企業の管理者の権限を行うこととなります。経理の方法につきましては、現在の現金主義による単式簿記の官公庁会計方式から、発生主義による複式簿記の企業会計方式となります。予算区分は、歳入と歳出から収益的支出と資本的支出の区分となり、資産把握は財産台帳から固定資産台帳となります。また、出納整理期間も無くなり、3月31日で決算を行うこととなります。

複式簿記に関して質疑がございまして、水道事業で既に企業会計を実施済みであり、下水道事業及び農集排事業の入出金は会計課で実施していたものが、来年度からは担当課で通帳を管理し、実

施する予定とのことです。

続きまして、議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

前回、料金改定を行ったのは平成26年9月1日であります。料金の改定額は、平均で税抜き36.12%でした。今回の料金改定は、平成26年の改定時と同様に、社団法人日本水道協会発行の水道料金算定要領に基づき、総括原価の見直しによる適正な価格を料金体系に反映しようとしたものであり、上水道料金の改定率は平均で税抜き37.28%となります。標準的な家庭の使用量22立方メートルでは、月間の水道料金負担額は税抜き2,202円から821円増の3,023円となります。料金の改定日は令和6年6月1日となります。

本年7月3日から8月3日の間に公営企業運営協議会を3回開催しており、前述いたしました総括原価の算出により、標準とされる資産維持費3%では改定率が58.27%となることから、あまりにも市民負担が多いため、2%、1%のパターンについて審議しております。審議会では、3%の改正では市民負担が大きく、低すぎても上水道事業の健全化、経営改善につながらないことから、2%を上限としたいとの意見が出されたとのことです。審議会終了後に市長との協議の結果、少しでも市民負担を減らしたいとのことで、今回の資産維持費を1.5%にし、改定率を37.28%にしたとのことでした。料金改定日につきましても、当初は令和6年4月を予定しておりましたが、市民への周知期間を徹底するためにも、令和6年6月からとしたとのことでもあります。

補足ではありますが、当局より提示されました資料では、2022年9月現在では、東北管内における水道ランキングでは、口径が20ミリ、使用水量が20立方メートルの場合、当市では全国で43位、東北では一番安い水道料金であり、改定後も他市が改定しないとすると東北で3番目の安さになるとのことでした。

委員からの質疑内容についてご報告いたします。

経年管の取り替えにつきまして、水道管の総延長は約32.4万m、40年経過した延長は約4万mあり、令和14年には14万mまで増加する見込みとのことです。また、公営審議会への諮問については、現状の説明をした上で料金改定についての協議をお願いしたところ、答申では値上げはやむを得ないとの回答だったとのことです。

何年ぐらい新料金を維持していくかに対しては、料金算定要領では3年から5年で算定することとなっていますが、大幅な水量変動がなければ5年は維持し、必ずしも再度値上げをするということではないとの回答でした。

市のほかの財源を使つての料金維持を検討できなかったかの質疑に対しましては、公営企業会計のため、水道事業への一般会計からの赤字補填は通常認められていないとの回答でございました。

値上げについて、昨今の価格高騰の中で一般家庭や企業に対して負担が大きく、厳しいタイミングではないかとの質疑に対しまして、審議委員会の中に企業の方もおられたが、異論は出なかった。家計的に厳しい状況であることは理解しているが、水道の安定供給のためには致し方ない状況であり、改定をお願いしたいとの回答でございました。

料金改定の時期について、検針時期のずれが生じ、不公平感があるのではないかと、また、低所得

の方に対して猶予期間を設けないのかとの質疑に対しまして、5月分の使用料を含んでいれば現行の料金で算定するため、新料金の適用は7月検針分からになるとのことです。また、前回の料金改定では、周知期間が3か月と短かったため、今回は周知を含め6か月としており、特別な対応を行う予定はないとのことでした。

なお、議案内容とは外れますが、下水道料金の改定については、現在、市としては検討段階にありませんとのことです。

採決の際の討論では、電力、灯油、ガス、食品などの価格高騰が続く中で、高齢者や地元企業、自営業者に与える影響が大きい、また、保険料の値上げ、介護等の値上げなど、経済弱者、社会弱者に対する対応について一緒に考慮した上で再検討すべきとの意見や、審議会で資産維持費2%の値上げはやむなしと提言しているところを内部で再検討を重ね1.5%にしていること、上下水道事業の経営は健全化と安定供給が絶対条件であるため、この程度の値上げはやむを得ないとの意見が出されました。

続きまして、議案第90号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてです。

公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、モンベルグループの資産管理や不動産部門を管理する株式会社モンベルホールディングスを選定するものです。拠点施設は、店舗機能だけではなく、アウトドアアクティビティに関する情報発信機能、イベント開催、何よりも地域活性化を目的としているため、野外活動事業、地域活性化に携わるコンサルタント事業などを専門等の実績があることから、市直営ではなく指定管理により運営したとのことです。

先月15日に指定管理者選定委員会が開催され、適正と審査されております。議決を経た後に10年間の指定管理者基本協定書を締結し、これとは別に年度協定書を締結し、その中に指定管理料の金額も規定することになります。管理料は上限2,026万円で調整いたします。また、指定管理料とは別に国の制度にあります地域活性化企業人制度を活用し、社員を1名派遣してもらう予定とのことです。

委員からの質疑では、指定管理を行う人員の資格等について、様々な民間の認定団体の資格を有している方が多いと伺っている。そうした方の派遣をお願いしたいと考えているとのことです。

地域活性化企業人については、最大3年間、企業からの派遣が可能であるが、地元の人材育成も指定管理業務に盛り込んでいるため、施設の運営主体を地元人材に移行していきたいとの考えとのことでした。また、国から特別交付税措置で最大560万円交付されるため、地域活性化企業人の人件費を700万円と見込んでおり、差し引き市では150万円で雇用することになります。

指定管理料の内訳については、人件費が750万円、消耗品、光熱水費等の需用費350万円、清掃業務、各種保守点検業務に500万円、ほかリース料、下水道使用料等で300万円を積算しているとのことでした。

続きまして、議案第91号市道路線の廃止については、市道家ノ森線を含む隣接地の開発行為において、当該路線が店舗用地及び駐車場用地に含まれるため、廃止した道路用地を行政財産から普通財産に移管し、当該開発業者に払い下げる予定とのことです。隣接する土地所有者、芹田自治会、芹田農地組合等、関係者からの同意を得ているとのことでした。

続きまして、議案第101号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

このたびの関地区農業集落排水接続業務に関しまして減額補正となっておりますが、2,100万円と見積もっていた工事費が令和4年度の接続基本設計では、工事費が税抜きで1億9,000万円と当初の想定より大きく増大したことから、今年度の実施を見送ったためです。今後の実施につきましては、事業計画にも載っているため実施する予定とのことでした。

議案第102号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、特に質疑はございませんでした。

以上、当委員会に付託された議案につきましての審査内容の報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤竹文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤竹文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 令和5年12月5日、一般会計予算特別委員会に付託されました議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について及び議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、2件の審査が終了しましたので報告いたします。

議案第98号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第104号は、全員の賛成により可決と決しております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

所用のため、暫時休憩いたします。開会を11時30分といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

産業建設常任委員長から、先ほどの委員長報告の訂正がありますので、これを許します。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤聡君） 先ほど私をご報告いたしました議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の報告の中で、経年管の取り替えについての質疑内容の報告で、「水道管の総延長を約32.4万km、40年経過した延長は約4万km、令和14年には14万kmに増加する」という報告をさせていただきましたが、単位に間違いがございましたので訂正させていただきます。正確には、水道管の総延長は約32.4万m（324km）、40年経過した延長は約4万m（40km）、令和14年度に14万kmまで増加と申しましたのは、14万mの間違いであり、140kmに当たります。この部分の訂正をお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） お諮りします。ただいま産業建設常任委員長からの訂正の報告がございました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。（該当箇所訂正済）

これから討論、採決を行います。

議案第83号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号にかほ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

本案に関して討論通告がありますので発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。9番佐々木平嗣議員。

【9番（佐々木平嗣君）登壇】

●9番（佐々木平嗣君） 議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

平成26年9月1日に料金改定を行い、現在の体系となっています。その後、人口減少や節水型機器の普及等により、給水量は減少する傾向にあり、円安等の影響による物価高や電気料等の高騰により、状況は変化し、上水道事業の経営の健全化と安定供給を図るため、値上げはやむを得ないと判断としますとの説明を受けました。

老朽化する水道施設、災害対応、人口減少など、当局としての対応については十分理解をしてお

ります。しかし、以下の点について反対をいたします。

1、昨今の社会情勢は厳しさが増しております。12月6日、秋田県では物価高騰対策費として、2023年度補正予算案として総額43億円をあげています。

電力、ガス、ガソリン、灯油、食品等の価格高騰や住民税非課税世帯、農業関係者への支援事業など、今も経済支援に取り組んでいます。

また、高齢者の医療負担や年金額の減少、地元の企業、自営業者などに与える影響も大きいと思われる。

2、議案説明では経年管の更新というのが主な説明でしたが、財政に関して何ら説明されていない。昨年12月議会では、今は亡き菊地衛君が水道に関して一般質問をしております。その中に水道料金の改正については、来年度は公営企業審議委員会に諮問を行いたい、その審議の結果に基づいての改正を考えていると述べています。

議会では、今まで当局に対し、丁寧な資料の提出を求めています。水道事業は生活の根幹をなすものです。最初からそのような資料を提出するべきではなかったのか。

3、一般会計から水道事業への財政出動については、一部認められている部分もある。水道事業の独立採算制にこだわらず、このような社会情勢のときこそ、一般会計から財政出動して、市民の負担を軽減すべきではないか。

4番として、水道料金が東北で一番安いとの説明がありました。低所得者にとっては、東北で一番安いとか全国で何番目に安いとかの話ではないと思います。市の説明にもありました円安等の影響で物価高やその他、現在の所得から出るお金が生活費にどれだけ影響するかではないでしょうか。特に低所得者には大きな問題です。地元の企業者、自営業者も同じです。今、値上げして、将来にはまた値上げする可能性があるとのことのように。低所得者にとっては生活できなくなり、国に迷惑がかかる方が増えるのではないのでしょうか。

今、人生100年時代と言われていています。非生産年齢人口がまだまだ増えることになります。東北で一番安い水道のまにかほ市をPRし、人口増加につなげてください。ぜひ検討してください。

以上の理由をもって反対討論といたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番森鉄也議員。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） 私は、次の理由により議案第88号に賛成する立場から討論を行います。

本議案は、上水道事業の持続的な経営健全化とともに、安全で良質な水が安定的に供給するため料金改定を行う目的で、公営企業運営審議会からの答申を受け、提案されたものであります。

平成26年度の料金改定以降、これまで東北では最も安い料金で運営に当たってきたものの、近年の人口減少、節水型機器の普及等から給水量は減少傾向にあり、給水設備の老朽化に加えて長期にわたる物価高、電気料の高騰等、社会経済状況は目まぐるしく変化してきております。

これらの影響から、今後の収支見通しについては、当年度以降は慢性的な赤字に陥り、令和8年度末までには7,000万円の累積赤字が見込まれるとの試算が示されています。

ご承知のように、水道事業は公営企業法に基づく公営企業会計として、事業収入、料金収入を主

な財源として独立採算の原則による健全経営が求められております。平成26年の料金改定率36.12%に対し、今回は37.28%と、それをやや上回る改定率とはなっていますが、少しでも市民の皆さんの負担を軽減したいということから、今後の資産維持費については1.5%に抑えての料金設定案でございます。改定率が大きくなったのは、裏を返せば、これまでの料金設定が現状の社会経済情勢に鑑みた場合、いかに安い料金設定であるか、また、現行料金が昨今の社会経済情勢の変化を反映したものではないため、今後の経営に大きな支障が生じることをも表わしているものでもあります。

奇しくも物価高騰等により、生活費の負担が多くなっている中で新たな負担増を求める料金改定案であり、タイミング的には非常に厳しいとの考えもありますが、今年度以降、慢性的な赤字経営が見込まれ、早急な対応が必要なこと、また、水道事業が水を利用する、市民、事業者の皆さん、いわゆる受益者からの料金収入により運営されている以上、安定的な料金収入が確保されることによつて持続的な健全運営と良質な水道水の供給につながるものであり、先送りすることなく速やかな料金改定を実施すべきと考えます。

市当局においては、長い周知期間を設けているとはいえ、今後、市民、事業者に対する丁寧な説明とともに理解を得る努力をされることを求めながら、料金改定はやむを得ないものと判断し、議案第88号には賛成するものであります。

以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定に反対の立場から発言いたします。

厚生労働省が12月8日発表した10月の毎月勤労統計調査によると、基本給と残業代などを合わせた現金給与総額に物価の変動を反映させた実質賃金は、前年同月比2.3%減でした。物価の高騰に歯止めがかからず、19か月連続のマイナスとなりましたとあります。また、総務省が12月8日に発表した10月の家計調査によると、1世帯当たり消費支出は30万1,974円と物価変動の影響を除いた実質で前年同月比2.5%減少しました。マイナスは8か月連続。物価高の影響などで食料支出が引き続き減少した。項目別では、食料が4.4%減と、13か月連続マイナスと発表しております。こんな状況が続いているから施設や保育所、住民税非課税世帯に物価高騰対策事業補助金や支援給付金を予算化した補正予算を組んだと考えます。ましてや、基準から外れる非課税世帯を対象を広げている市の対応は、市長の政治姿勢を感じさせるもので、私は評価します。

しかし、この水道料金値上げは評価しません。東北でも安い水道料金とはいえ、水道水は市民の命に関わるものであります。水道水だけで人の命は1週間は保てるという記事を私は記憶しております。が、毎日欠かすことのできないその水道料金を、今このような時期に、全ての家庭に負担するという事は、市民の生活を守るべき市政とは言えず、よつて、この議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定に反対の意を表明して討論いたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） 議案第88号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で申し上げます。

先ほどから反対者の意見と同様でありまして、昨今は電気料、ガス、加えましてガソリン、灯油等の値上げが見られています。ガソリン、灯油等に関しましては社会情勢から上下動があるようですが、それに加えて食品の高騰などはかなり高くなっており、高騰が見られます。

このような時期に、特に食品に係る高騰が大きく、大変な事態となっております。

それから、介護保険料の値上げ、また、高齢者の自己負担の増加、このようなことは市民にとって大変大きな経費の負担となっていることは現実であります。

このような状況の中、社会情勢は特に変動が激しいようではありますが、低所得者、社会的弱者にとっては、最も大きな実情であります。

本市の水道料は、10年間据え置き価格据え置きであり、節水器の普及や、また、人口減少など、需要の減少は確かにあります。このようなことがあります、独立採算制をとっている本市の水道事業にとって、現状としてかなり厳しいものであることは十分に理解をしております。

このような水道事業の水道料金の価格を上げるという改正案に対して、全て反対というわけではございません。現行料金を1.5%値上げとし、料金改定を令和6年6月1日とする今回の提案に対しまして、社会的弱者に対する価格の配慮の検討を望むものでもあります。加えて、昨今の社会状況の急激な変化を考えますと、1.5%の値上げで10年間価格据え置きというよりは、現在、市が特に進めております移住定住の推進及び企業誘致を進めている段階においては、今回はせいぜい1%程度の値上げにとどめ、3年から5年程度の価格据え置きとして、県や国、そして本市の社会景況を伺いながら価格改定を図ることが適当であると考えます。

よって、今回の議案第88号に対しては、再考の余地があると考えて反対いたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） ほかに発言はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第88号の討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 賛成多数です。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第89号の討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第90号の討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第91号の討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を行います。討

論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第98号に対する討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第99号の討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第100号の討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第101号の討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第102号の討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第103号の討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第104号に対する討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第11号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第11号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第12号国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充

しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第14号秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書の討論を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第14号の討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第14号は、採択することに決定しました。

日程第22、継続審査についてを議題とします。

教育民生委員長から、委員会において審査中の陳情第13号健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、陳情第13号については、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号は、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23、議提第8号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書から日程第25、議提第10号子供の医療費助成を高校卒業まで引き上げることを求める意見書まで、議提3件を一括議題とします。

議提第8号から議提第10号まで、3件について提出者から提案理由の説明を求めます。12番佐藤直哉議員。

【12番（佐藤直哉君）登壇】

●12番（佐藤直哉君） 議提第8号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、にかほ市議会議員佐藤直哉。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく小川正文、同じく佐々木春男でございます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

議提第9号医療・介護施設への支援を拡充しケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、にかほ市議会議員佐藤直哉。

賛成者、にかほ市議会議員小川正文、齋藤進、佐々木春男。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

議提第10号子供の医療費助成を高校卒業まで引き上げることを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、にかほ市議会議員佐藤直哉。

賛成者、にかほ市議会議員小川正文、同じく齋藤進、同じく佐々木春男でございます。

意見書の提出先は、秋田県知事でございます。

以上でございます。

- 議長（宮崎信一君） これから議提第8号から議提第10号まで、3件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号から議提第10号までの3件についての質疑を終わります。

これから議提第8号から議提第10号までの3件についての討論、採決を行います。

初めに、議提第8号安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第8号の討論を終わります。

これから議提第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第9号医療・介護施設への支援を拡充しケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第9号の討論を終わります。

これから議提第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号子供の医療費助成を高校卒業まで引き上げることを求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

これから議提第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきまして、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第8回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後0時10分 閉 会